教育・保育給付認定通知書の有効期間について

上記の通知書に記載されている有効期間は、入所児童保護者の保育の要件を確認し認定している期間です。この期間の範囲内で認可保育施設を利用することができます。<u>期間更新を希望する場合や、保護者の就労先変更、妊娠など世帯の状況が変わった場合は必ず届出が必要です。</u>必要書類は世帯によって異なりますので下記事項を確認してください。

世帯の状況	提出書類
仕事を始めた、勤務先が変わった、雇用期	就労証明書等(採用日以降に勤務先に記入依頼をお願いします。)
間を更新した、勤務時間の変更	*証明書の提出が間に合わない場合は採用通知等を持参ください。
自営業や農業を開始した、育児休暇(育	* 自営業開始の際は、税務署受付印が押された開廃業等届出書又は
休)を取得する など	営業許可証の写しを添付してください。
	*農業開始の際は、農業委員会が発行する農業従事者証明書を提出し
	てください。提出ができない場合は、就労証明書裏面の居住地民生委員
	の証明が必要になります。
	※育休を取得する場合は、育休期間入りの就労証明書を提出して下さい
産後(育休終了)職場に復職した	復職証明書(復職した日以降に記載してもらい、復職後速やかに提出
	して〈ださい。)
退職し求職活動をする(開業準備含む)	求職活動申立書
妊娠した方・出産した方	妊娠証明書
	出生届済証明書*親子(母子)健康手帳の市長印のあるページの写し
保護者本人が病気等で療養中の方	診断書
家族の看護(介護)をする	看護(介護)証明書

※提出された書類によって、認定の有効期間、保育料、保育時間が変更になる場合があります。前述の変更は、変更に関する書類等をこども未来課で受理した日(※変更月の前月 15 日までに提出すること)の翌月 1 日から適用されます。月途中の変更はできません。

※3号から2号への変更(満3歳になる児童)については提出いただく書類はありません。

入所後に世帯の状況に変更があった場合

世帯の状況	提出書類
世帯構成が変わった 右記の書類はマイナンバーの提出で 省略できる場合があります。	(ひとり親家庭になった) 児童扶養手当認定証の写し、または、宮古島市母子・父子医療助成カードの写し、母子・父子申立書(民生委員の署名が必要) (婚姻、子どもの出生、親族と同居・別居等により世帯状況が変わった) 同居世帯員の就労状況がわかる書類及び同意書 (生活保護を受け始めた、各種手帳を取得した) 生活保護受給証明書、障がい手帳・療養手帳等の写し
他市町村に転出する	退所(園)届

※上記事由に該当した場合は速やかにこども未来課まで届出をお願いします。

※認定の有効期間の更新を希望する場合は、有効期間終了月の15日までに必ず届出をしてください。期限までに手続きがない場合は退所(園)となります。教育・保育給付認定通知書をご確認ください。

※提出書類等でわからない事があれば、こども未来課までご連絡ください。